

役員報酬規程（案）の新旧対照表について

改正案	現行案 (11月9日：第4回評価委員会時)	修正理由
<p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p><u>2 職員が理事長又は副理事長を兼務する場合の基本報酬の月額については、この規程の施行の日から当分の間、第4条第3項の規定に基づく基本報酬を支給しないものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>三重県職員の給料減額措置を踏まえ、役員を兼務する職員に対する基本報酬について、当分の間、不支給とする旨の規定を追加</p>